

令和4年2月28日

はり師及びきゅう師の施術に係る療養費に関する
受領委任の取扱いの中止について

近畿厚生局京都事務所と京都府がはり師及びきゅう師に対して監査を実施した結果、不正な請求を行っていたことが判明したため、下記のとおりはり師及びきゅう師の施術に係る療養費（以下「療養費」という。）の受領委任の取扱いの中止を決定しましたのでお知らせします。

記

1 受領委任の取扱いの中止となる施術師

氏名 山口 勘太郎（やまぐち かんたろう） 39歳
施術所名 鍼灸院やまぐち
所在地 京都市左京区一乗寺南大丸町 89
開設者 山口 勘太郎

2 受領委任の取扱いの中止年月日

令和4年2月28日

（当該はり師及びきゅう師は、原則として以後5年間は療養費の受領委任の取扱いができない。）

3 受領委任の取扱いを中止とする根拠となる規定

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて（平成30年6月12日付け保発0612第2号厚生労働省保険局長通知 最終改正令和3年4月28日付け保発0428第1号厚生労働省保険局長通知）

4 監査を行うに至った経緯

医療費通知を確認した患者から保険者を通じて近畿厚生局京都事務所に対し、海外渡航中で受療していないにもかかわらずその間の療養費が請求されていた等の情報提供があったことから、個別指導を実施したところ不正請求を認めたため、当該はり師及びきゅう師に対して監査を実施した。

5 受領委任の取扱いの中止に至った主な事由

（1）不正事項

- ・ 施術を行っていないにもかかわらず、施術を行ったものとして、療養費を不正に請求していた。

- ・ 実際の施術日以外に施術を行ったものとして、施術日数を付け増して、療養費を不正に請求していた。

(2) 監査時に判明した不正請求額

平成31年1月から令和2年6月までの施術分

1名分 金額 258,951円

(参考)

「はり師及びきゅう師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱い」とは

- ・ 施術を受けた患者は、要した費用のうち一部負担金のみをはり師及びきゅう師に支払い、残りの費用は患者から療養費の受領の委任を受けたはり師及びきゅう師が保険者に請求できる取扱いのことです。
- ・ 受領委任の取扱いの中止措置を受けたはり師及びきゅう師は、原則として中止後5年間は受領委任の取扱いができません。